

## 逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)骨子

### 1. 改正の趣旨

近年、墓地を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、従来の墓地形態のほかにライフスタイルや家族形態に応じて様々な新たな墓地形態の普及が進んでいます。こうした中、墓地経営においては引き続き永続的管理と公益性が求められることから、法人経営の適格性や墓地等の立地の妥当性について、現状の墓地情勢に合致するよう逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例等を一部改正するものです。

### 2. 改正の内容

(1) 墓地等の経営を目的とする公益法人について、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を市内に登録してからの期間及び公益法人となる名称変更登記をしてからの期間が5年以上経過していることを墓地等の経営主体となる要件とするもの。(第3条)

本市の住環境を十分に理解した公益法人による永続的な墓地管理が確保されるよう、公益法人に対しても条例第3条2項に規定する宗教法人と同様の要件を付与するために改正するものです。

(2) 墓地及び納骨堂の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離について、「人が現に居住し、又は使用している建物」については一律110メートル以上の距離が必要であることとするもの。(第10条)

新たな墓地形態の普及により墓地造成への障壁が低減する中で、周辺の住環境への影響を十分に考慮し、焼骨を埋蔵する墓地の区域の境界線と人が現に居住する建物との距離についても従前の学校や病院等の規則で定める建物と同様に110メートル以上の距離を必要とするよう改正するものです。

### 3. 施行期日等

(1) 令和3年1月1日からとするもの。

(2) 必要な経過措置を定めるもの。

### 4. その他

条例の一部改正に伴う逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正を予定しています。